平成２２年（フ）第７６１号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島1487、住民票上の住所神奈川県中郡二宮町富士見が丘１丁目６番11号
債務者　廣瀬　　玲
1　決定年月日時　平成22年10月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０９号
新潟市東区秋葉１丁目12番１号
債務者　齊藤　広美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１０号
新潟市北区つくし野２丁目13番７号、前住所新潟市東区上木戸２丁目20番12号２
債務者　鈴木　光春
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１８号
新潟市西区五十嵐１の町7352番地６　ナストハイム５号
債務者　高野　博子
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２０号
新潟市西区上新栄町２丁目13番６号
債務者　三九二　晃
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５２５号
新潟市中央区大島124番地２
債務者　小見まゆみ
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４０号
新潟市東区紫竹７丁目14番４号　サジャーイーストＢ棟101号、前住所新潟市北区彩野３丁目１番地４
債務者　平片　貴臣
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４４号
新潟県五泉市村松甲1727番地
債務者　熊倉　俊二
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４５号
新潟市東区太平２丁目14番地４
債務者　小林　直樹
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５４６号
新潟市中央区関屋大川前１丁目11番20号　コーポアタカ１号、前住所新潟市中央区関屋大川前１丁目２番13号　コーポ・アザレアⅡ１－Ｃ
債務者　石川　涼子（旧姓船村）
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５９号
新潟市中央区湊町通３ノ町2625番地
債務者　山崎　　隆
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６１号
新潟市中央区二葉町１丁目821番地　メゾン清和Ｅ号、前住所新潟市北区神谷内321番地２　菊池アパート８号
債務者　水品真由美
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６４号
新潟市東区船江町１丁目24番７―301号
債務者　五十嵐　浩
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６５号
新潟市東区船江町１丁目24番７―301号
債務者　五十嵐美穂
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６８号
新潟市中央区堀之内南１丁目17番20号　103号、住民票上の住所新潟市中央区親松155番地17
債務者　大関　　勝
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５９２号
新潟市北区松浜本町３丁目９番９号、前住所新潟市北区松浜８丁目７番９号
債務者　本間　　修
1　決定年月日時　平成22年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１５３号
富山県高岡市福岡町一歩二歩328番地14
債務者　上見　一則
1　決定年月日時　平成22年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月21日まで　富山地方裁判所高岡支部